

# 瑞穂市地域防災計画

(平成 29 年度改正)

平成 30 年 3 月

瑞穂市

## 一般対策編

第1章 総則	(一)1
第1節 方針	(一)1
第2節 用語	(一)3
第3節 防災機関の事務又は業務の大綱	(一)4
第4節 瑞穂市の地勢と災害の概要	(一)13
第5節 災害対策本部の組織	(一)15
第2章 災害予防計画	(一)21
第1節 災害危険地域調査等の計画	(一)23
第2節 河川防災・土地災害対策	(一)26
第3節 道路施設整備計画	(一)28
第4節 建築物災害予防計画	(一)30
第5節 火災予防計画	(一)33
第6節 危険物等災害予防計画	(一)37
第7節 ライフライン施設の整備	(一)40
第8節 防災思想の普及計画	(一)46
第9節 防災訓練計画	(一)50
第10節 文教関係の予防計画	(一)53
第11節 自主防災組織の育成と強化	(一)57
第12節 ボランティア活動の推進	(一)61
第13節 避難対策計画	(一)64
第14節 必需物資の確保対策	(一)68
第15節 要配慮者・避難行動要支援者対策計画	(一)73
第16節 情報体制の確立	(一)81
第17節 業務継続体制の整備	(一)85
第18節 企業防災の促進	(一)87
第19節 放射性物質災害予防計画	(一)90
第3章 災害応急対策	(一)92
第1節 本部活動体制	(一)92
第1項 災害対策本部運用計画	(一)92
第2項 職員動員計画	(一)97
第2節 災害動員計画	(一)101
第1項 県・市町村職員等災害応援要請計画	(一)101
第2項 奉仕団の編成活動計画	(一)104
第3項 技術者等の雇上げ計画	(一)106
第4項 技術者等の強制従事に関する計画	(一)109

第5項	ボランティア活動支援計画	(一)112
第6項	自衛隊災害派遣要請計画	(一)116
第7項	広域応援要請計画	(一)124
第3節	交通計画	(一)127
第1項	道路交通対策	(一)127
第2項	輸送計画	(一)134
第4節	災害情報計画	(一)139
第1項	気象予報伝達等の計画	(一)139
第2項	災害情報の収集・伝達計画	(一)147
第3項	災害通信計画	(一)169
第4項	災害広報計画	(一)174
第5節	災害防除計画	(一)178
第1項	事前措置に関する計画	(一)178
第2項	水防計画	(一)180
第3項	消防計画	(一)181
第6節	被災者救助保護計画	(一)188
第1項	応急救助の手続等	(一)188
第2項	避難計画	(一)194
第3項	食料供給計画	(一)207
第4項	給水計画	(一)215
第5項	生活必需物資供給計画	(一)219
第6項	応急住宅対策	(一)224
第7項	災害等医療救護計画	(一)234
第8項	保健活動、精神保健対策	(一)244
第9項	被災者救出計画	(一)248
第10項	災害援護資金等貸与計画	(一)251
第11項	遺体の捜索・取り扱い及び埋葬計画	(一)256
第12項	防疫計画	(一)262
第13項	清掃活動	(一)267
第14項	災害義援金品募集配分計画	(一)270
第15項	その他被災者の保護計画	(一)274
第7節	産業応急対策計画	(一)277
第1項	商工業の応急対策	(一)277
第2項	農作物の応急対策	(一)279
第3項	危険物施設等の応急対策	(一)281
第8節	公共施設の応急対策	(一)286
第9節	ライフライン施設の応急対策	(一)289
第10節	文教災害対策	(一)298

第1項	文教施設の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・（一）298
第2項	文化財その他文教関係の応急対策・・・・・・・・（一）308
第11節	災害警備計画・・・・・・・・・・・・・・・・（一）310
第12節	愛玩動物等の救護・・・・・・・・・・・・・・・・（一）311
第13節	放射性物質災害応急対策・・・・・・・・・・・・（一）313
第4章	災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・（一）317

## 地震対策編

第1章	総則	（地）1
第1節	方針	（地）1
第2節	用語	（地）2
第3節	防災機関の業務の大綱	（地）2
第4節	瑞穂市の断層等の概要	（地）2
第5節	被害想定	（地）4
第2章	地震災害予防計画	（地）5
第1節	自発的な防災活動の促進	（地）5
第1項	防災思想の普及計画	（地）5
第2項	自主防災組織の育成と強化	（地）5
第3項	ボランティア活動の推進	（地）5
第4項	企業防災の促進	（地）5
第2節	迅速かつ円滑な地震災害対策への備え	（地）6
第1項	防災体制の確立	（地）6
第2項	情報体制の確立	（地）8
第3項	緊急輸送網の整備	（地）9
第4項	防災訓練計画	（地）12
第5項	業務継続体制の整備	（地）12
第3節	民生安定のための備え	（地）13
第1項	避難対策計画	（地）13
第2項	必需物資の確保対策	（地）13
第3項	要配慮者・避難行動要支援者対策計画	（地）13
第4節	地震に強いまちづくり	（地）14
第1項	まちの不燃化・耐震化	（地）14
第2項	火災予防計画	（地）18
第3項	危険物等災害予防計画	（地）19
第4項	ライフライン施設の整備	（地）19
第5項	地盤の液状化対策	（地）20
第5節	文教関係の予防計画	（地）22
第3章	地震災害応急対策	（地）23
第1節	本部活動体制	（地）23
第1項	防災活動体制の整備計画	（地）23
第2項	職員動員計画	（地）26
第2節	災害動員計画	（地）31
第1項	災害応援要請計画	（地）31

第2項	技術者等の雇上げ計画	(地)31
第3項	技術者等の強制従事に関する計画	(地)31
第4項	ボランティア活動支援計画	(地)31
第5項	自衛隊災害派遣要請計画	(地)31
第6項	広域的な応援要請計画	(地)31
第3節	災害情報計画	(地)32
第1項	災害情報の収集・伝達計画	(地)32
第2項	災害通信計画	(地)37
第3項	災害広報計画	(地)38
第4節	緊急活動	(地)42
第1項	避難計画	(地)42
第2項	消防対策計画	(地)42
第3項	水防対策計画	(地)43
第4項	道路交通対策	(地)45
第5項	輸送計画	(地)45
第6項	地震災害等医療救護計画	(地)45
第7項	被災者救出計画	(地)45
第8項	ライフライン施設の応急対策	(地)45
第5節	公共施設の応急対策	(地)46
第6節	民生安定活動	(地)47
第1項	災害救助法の適用	(地)47
第2項	給水計画	(地)47
第3項	食料供給計画	(地)47
第4項	生活必需物資供給計画	(地)47
第5項	建築物・宅地の危険度判定	(地)48
第6項	遺体の捜索・取り扱い及び埋葬計画	(地)51
第7項	防疫対策	(地)51
第8項	清掃計画	(地)51
第9項	保健活動、精神保健対策	(地)51
第10項	応急住宅対策	(地)51
第11項	災害援護資金等貸与計画	(地)52
第12項	災害援護金品募集配分計画	(地)52
第13項	ボランティア対策	(地)52
第7節	文教災害対策	(地)53
第8節	産業応急対策計画	(地)54
第9節	愛玩動物等の救護	(地)55
第4章	地震災害復旧計画	(地)56
第5章	東海地震に関する事前対策	(地)57

第1節	総則	(地)57
第1項	計画策定の趣旨	(地)57
第2項	基本的な考え方	(地)58
第2節	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策	(地)59
第1項	地震災害警戒本部の設置	(地)59
第2項	職員の動員体制	(地)62
第3項	防災関係機関等協力体制	(地)64
第4項	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	(地)66
第5項	事前避難対策	(地)70
第6項	消防・水防対策	(地)73
第7項	警備対策	(地)75
第8項	交通対策	(地)76
第9項	緊急輸送対策	(地)78
第10項	物資等の確保対策	(地)80
第11項	保健衛生対策	(地)82
第12項	生活関連施設対策	(地)84
第13項	帰宅困難者・滞留旅客に対する措置	(地)88
第14項	公共施設対策	(地)89
第3節	大規模な地震にかかる防災訓練計画	(地)92
第4節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	(地)93
第6章	南海トラフ地震に関する対策	(地)95
第1節	総則	(地)95
第1項	計画の目的	(地)95
第2項	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	(地)95
第2節	災害対策本部等の設置等	(地)96
第1項	災害対策本部等の設置	(地)96
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	(地)96
第3項	災害応急対策要員の参集	(地)96
第3節	地震発生時の応急対策等	(地)97
第1項	地震発生時の応急対策	(地)97
第2項	資機材・人員等の配備手配	(地)99
第3項	他機関に関する応援要請	(地)102
第4項	要配慮者・帰宅困難者等に関する対策	(地)103
第5項	文化財等保護対策	(地)104
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	(地)105
第5節	防災訓練計画	(地)106
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	(地)107

## 原子力対策編

第1章 総則	(原)1
第1節 計画の目的	(原)1
第2節 計画の性格	(原)1
第3節 計画の周知徹底	(原)1
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	(原)1
第2章 原子力災害事前対策	(原)7
第1節 情報の収集、連絡体制等の整備	(原)7
第2節 通信手段の確保	(原)7
第3節 組織体制等の整備	(原)7
第4節 長期化に備えた動員体制の整備	(原)8
第5節 広域防災体制の整備	(原)8
第6節 緊急時モニタリングへの協力体制の整備	(原)9
第7節 屋内退避等の活動体制の整備	(原)9
第8節 原子力災害医療活動に係る体制整備	(原)9
第9節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	(原)9
第10節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	(原)10
第11節 住民への情報提供体制の整備	(原)10
第12節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	(原)11
第13節 防災訓練の実施	(原)11
第14節 防災業務関係者の人材育成	(原)11
第15節 瑞穂市内における核燃料物資等の運搬中の事故に対する防災体制整備	(原)11
第3章 緊急事態応急対策	(原)13
第1節 通報連絡、情報収集活動	(原)13
第2節 活動体制の確立	(原)13
第3節 防災業務関係者の安全確保	(原)15
第4節 緊急時モニタリング活動	(原)15
第5節 屋内退避、避難等の防護活動	(原)15
第6節 要配慮者等への配慮	(原)18
第7節 原子力災害医療活動	(原)18
第8節 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限等	(原)18
第9節 緊急輸送活動	(原)19
第10節 住民への的確な情報提供活動	(原)20
第11節 文教活動	(原)21
第12節 瑞穂市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	(原)21
第4章 原子力災害中長期対策	(原)23



第1節	緊急事態宣言解除後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・(原)23
第2節	県環境放射線モニタリングへの協力・・・・・・・・(原)23
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定・・・・・・・・(原)23
第4節	各種制限措置の解除・・・・・・・・・・・・・・・・(原)23
第5節	放射線物質による環境汚染への対処・・・・・・・・(原)23
第6節	被災地域住民等に係る記録の作成・・・・・・・・(原)24
第7節	被災者の生活再建等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・(原)24
第8節	風評被害等による影響の軽減・・・・・・・・(原)24
第9節	被災中小企業等に対する支援・・・・・・・・(原)24
第10節	心身の健康相談体制の整備・・・・・・・・(原)24